

(1) 障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進

現状と課題

- 障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会実現の理念のもと、障がい者が身近な地域で安心した生活を送るためには、障がいへの誤解や偏見等による不利益を解消し、障がいに対する県民の理解を促進する取り組みが求められています。
- 障がいのある子どもの親が、子どもを残して先に死ぬことはできないと切実に思い悩む「親なきあと[※]」の不安への対応が求められています。
- 障がい者が身近な地域で安心して自立した生活を送れるよう、必要なサービス提供基盤の整備を図る必要があります。
- 障がい者の高次歯科医療機関の整備は進んできましたが、今後は、障がい者がそれぞれの地域で受診できるよう障がい者歯科医療体制の整備を図る必要があります。
- 平成 29 年の精神病床の平均在院日数は、全国平均より 140 日以上長い 408.4 日となっており、その短縮を図る必要があります。
- 施設や病院に入所（院）している障がい者が、グループホーム[※] など自ら選んだ地域で安心して暮らせる体制整備が求められています。
- 障がい者が豊かな生活を送り、県民の障がいへの理解を深めるためには、身近な地域で障がいのある人もない人も気軽に芸術文化や障がい者スポーツを楽しめる環境づくりが求められています。特に全国障害者芸術・文化祭を契機として、県内全市町村で芸術文化活動が展開されたことから、そのレガシーを継承し、発展させていく必要があります。

これからの基本方向

- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重する共生社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮[※]の普及に努めます。
- 「親なきあと」を見据えた相談支援体制の構築や地域生活支援拠点等[※]の整備を推進します。
- 障がい者が身近な地域で安心して自立した生活を継続して送れるよう、個別の支援ニーズに応じて利用する居宅介護などの訪問サービスや生活介護、就労継続支援などの通所系サービスの提供体制の整備を推進します。
- 障がい者が身近なかかりつけ歯科医で歯科診療が受けられるよう、かかりつけ歯科医と高次歯科医療機関との連携を推進します。
- 施設や病院に入所（院）している障がい者が、地域生活にスムーズに移行できるよう、生活訓練や相談支援体制などを整備・充実するとともに、家族や地域住民の理解の促進、住まいの場の確保等を推進します。
- 全国障害者芸術・文化祭のレガシーを継承する障がい者芸術文化活動の支援体制を整えるとともに、身近な地域で楽しめるスポーツの振興を図り、障がい者の自立や社会参加を推進します。

主な取り組み

① 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり

- 「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例[※]」等に基づく、大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センターの相談機能等の強化や県民や企業・団体への啓発活動のさらなる推進
- 障がいに対する県民理解の促進による障がい者の社会参加・交流活動の推進
- 「親なきあと」を見据えた相談員の育成や市町村による地域生活支援拠点等の整備への支援

② サービス提供基盤の整備

- 居宅介護、生活介護、就労継続支援などのサービス提供体制の整備
- 介護ロボット[※]等の導入による業務の負担軽減や ICT[※]を活用した効率化への支援
- 在宅の障がい児が身近な地域で相談・支援を受けられる療育支援体制の充実
- 自閉症などの発達障がい[※]や交通事故などによる高次脳機能障がい[※]のある人への支援
- 障がいのある子どもの家族に対する相談支援の充実
- 大分県口腔保健センター等を活用した障がい者歯科診療研修への支援

③ 地域生活への移行促進

- グループホーム等地域生活における住まいの場の確保
- 主体的な自立生活を支える相談支援体制の強化
- 地域移行・地域定着[※]を支える人材の確保と専門性の向上
- 精神科病院に入院している障がい者の地域移行・地域定着の促進
- 措置入院者等への退院後支援計画の作成と支援の充実



第39回大分国際車いすマラソン

④ 芸術文化・スポーツの振興

- 全国障害者芸術・文化祭のレガシーを継承し障がい者の芸術文化活動を推進する拠点づくり
- 大分国際車いすマラソンなどの競技スポーツのさらなる振興と地域における障がい者スポーツの普及の促進
- 障がい者スポーツ先進県としての歴史や取り組みの情報発信

見直し委員から一言
大分県が障がい者スポーツの先進県ということを積極的に情報発信していく必要があります。



おおいた障がい者アート展vol.1 日常のアート

目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度 目標値
			目標値	実績値	
グループホーム利用者数(人)	26	1,325	1,607	1,837	2,250

(2) 障がい者の就労支援

現状と課題

- 障がい者が地域で自立して暮らせる社会の実現のためには雇用の促進が重要です。障害者雇用促進法[※]の改正により平成30年4月から精神障がい者が雇用義務の対象となり、法定雇用率が段階的に引き上げられる中、身体障がい者に加え、知的及び精神障がい者の雇用促進と就職後の職場定着に向けた支援の強化が求められています。
- 企業等への一般就労が困難な障がい者が働く就労継続支援B型事業所[※]の平均工賃は全国水準を上回っていますが、障がい者の自立に向けてさらなる工賃向上が求められています。
- 障がい者の就労支援では、個々の障がい特性に応じたきめ細かな対応が求められています。



病院での一般就労(看護助手)



選果場でのニラの出荷作業

これからの基本方向

- 障がい者雇用の場の拡大、職業訓練などの就労対策を障がいの特性に応じて総合的に実施し、障がい者雇用率[※]日本一を目指します。
- 障がいの特性や障がい者の個別ニーズに配慮した企業等とのマッチングや就業面と生活面の一体的な支援により雇用促進と職場定着を推進します。
- 就労継続支援B型事業所等の商品・サービスの販路・受注拡大等を担う共同受注体制を強化し、工賃向上につなげます。
- 農福連携[※]の推進により障がい者の就労を支援します。
- 障がい者が学校卒業後に円滑に就労できるよう、在学中から就労体験を行うとともに、職業技能の習得や関係機関との連携強化を図ります。

主な取り組み

① 障がい者雇用率日本一に向けた支援の充実

- 障がい者雇用アドバイザー[※]による企業への働きかけ強化など障がい者雇用の促進及び職場定着の推進
- 障がい者雇入れ体験などによる障がい者雇用への事業者の理解促進
- 障がい者の職業能力開発、雇用機会の拡大、定着支援
- 障害者就業・生活支援センター[※]等を活用した相談支援体制の充実
- 職場指導員を配置する企業に対する研修や奨励金を通じた知的及び精神障がい者の職場定着支援
- 知的及び精神障がい者の県や市町村での雇用機会の拡大
- 就労継続支援A型事業所[※]の規模拡大のための支援の充実
- 職業教育充実のための高等特別支援学校[※]の新設
- 通勤困難な障がい者や難病患者の自立支援に向けた在宅就労への支援

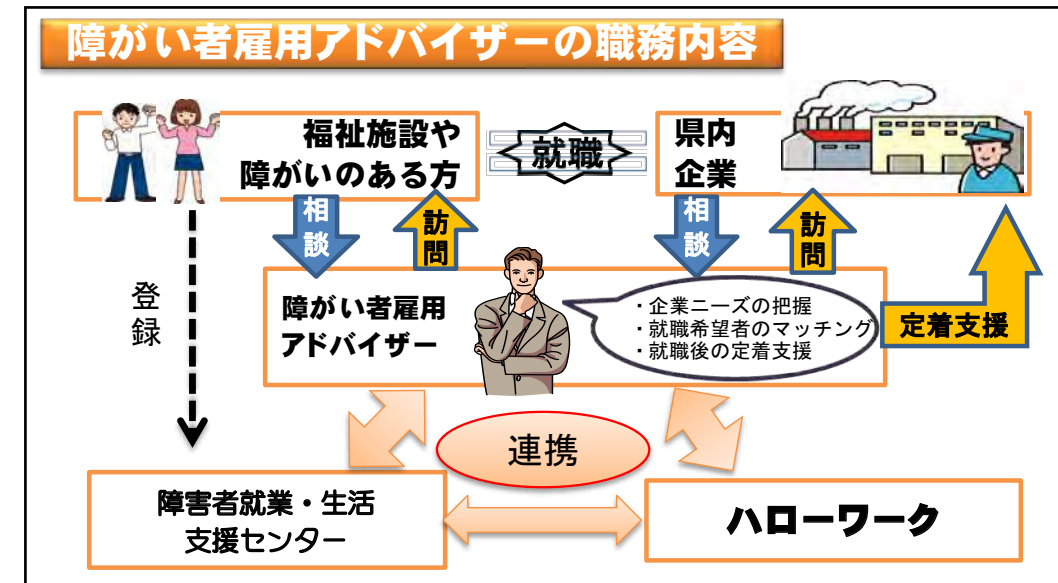
見直し委員から一言
仕事の切り出しなど、在宅就労の促進に向けて仕事をつくるのが重要です。



② 障がい者の工賃向上のための支援の充実

- 企業等の視点やノウハウの活用による共同受注センター[※]の販路・受注拡大に向けた取り組み強化
- 研修会の開催等による施設職員の人材育成及び事業所の経営力強化への支援
- 障害者優先調達推進法[※]に基づく県、市町村からの優先調達の推進
- アグリ就労アドバイザー[※]の栽培技術指導による農産物の生産拡大や農業団体等からの受注促進等による農福連携の推進

雇用アドバイザーによる障がい者の就労支援体制



目標指標

指標名	年度	基準値	H30年度		R6年度
			目標値	実績値	目標値
障がい者雇用率の全国順位(位)	26	2	1	6	1
障がい者の福祉的就労に係る平均工賃月額(円)	30	17,977	-	17,977	20,000